

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○ 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（抄）	1
○ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）	1
○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）	7
○ 水銀に関する水俣条約（抄）	7
○ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（抄）	8

○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（抄）

（趣旨）

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第一章、第三章及び第四章に規定する支払等、資本取引その他の取引又は行為に係る管理又は調整並びに法第六章の二の規定による報告等に関し必要な事項等を定めるものとする。

（役務取引の許可等）

第十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この項、次項及び第十八条の二第一項において「特定技術」という。）を特定の外国（以下この項において「定国」という。）において提供することを目的とする取引又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は同表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。

255（略）

別表（第十七条関係）

		技	術	外国
一～四	(略)			(略)
五	(一)・(二) (略) (三) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。 (四)・(五) (略) (六) 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (一)に掲げるものを除く。 (七)・(八) (略)			(略)
六	(略)			(略)
六～一	(略)			(略)

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

（輸出の許可）

第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

2 (略)

(輸出の承認)

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

一の二・二 (略)

2・3 (略)

(特例)

第四条 (略)

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物を輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一、三五及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物（同表の一の項の中欄に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合を除く。

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

ロ・ハ (略)

三 (略)

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄並びに三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に出国して出国する者が同表の三六の項の中欄並びに三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二

並びに三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

3・4 （略）

別表第一（第一条、第四条関係）

	貨物	地域
一～三 の二	<p>(略)</p>	(略)
四	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) ～ (四) (略)</p> <p>(五) サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプ若しくはこれに使用することができる軸受</p> <p>(六) ～ (二十六) (略)</p>	(略)
五	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) ～ (十二) (略)</p> <p>(十三) チタンのほう化物又はこれを用いて製造したセラミックの半製品若しくは一次製品</p> <p>(十四) ～ (十九) (略)</p>	(略)
六	(略)	(略)
七	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) ～ (十一) (略)</p> <p>(十二) 信号発生器（周波数シンセサイザーを用いたものに限る。）</p> <p>(十三) ～ (二十二) (略)</p>	(略)
八～一	(略)	(略)
一二	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 潜水艇、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるように設計した船舶（一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	(略)

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

一三	(二) (十) (略) 次に掲げる貨物（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体又はその部分品 (三) (五) (略)	(略)
一四 一六	(略)	(略)
一 二	貨物	地域
二 一の二	(略)	(略)
二 二の 三	麻薬及び向精神薬取締法第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの	全地域
二 二の 三	(略)	(略)
二 三	(一) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロツテルダム条約附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質 (二) 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの 1 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに該当するものとして同条第三項の規定に基づきその登録の申請を却下された農薬 2 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において同法第六条の三第一項の規定に基づきその登録が取り消された農薬 3 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要	全地域

	<p>がある場合において同法第九条第二項の規定に基づきその販売を禁止された農薬</p> <p>(三) 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第二条第三項に規定する特定毒物(一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)第二条第一項に規定する医薬品又は同条第二項に規定する医薬部外品に該当する殺虫剤(次のいずれかに該当するものに限る。)の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの</p> <p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全の確保等に関する法律第十四条第二項第三号ロに該当するものとして同項の規定に基づきその承認が与えられなかつた医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤</p> <p>2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全の確保等に関する法律第十四条第二項第三号ロに該当するものとして同法第七十四条の二第一項の規定に基づきその承認が取り消された医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤</p> <p>(五) 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十六条第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる物(一)に掲げるものを除き、同号に掲げる物にあつては経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)</p> <p>(六) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百七号)第二条第二項に規定する第一種特定化学物質(一)に掲げるものを除く。)</p>	(略)
三六	(略)	(略)
四五	(略)	(略)

別表第五(第四条関係)

- 一 無償の救しゆつ品
- 二 総価額二〇〇万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品(別表第二中欄に掲げる貨物のうち経済産業大臣が告示で定めるものに該当するものであつて、同表下欄に掲げる地域のうち経済産業大臣が告示で定める地域を仕向地とするものについては、総価額が二〇〇万円未満の範囲で経済産業大臣が告示で定める金額以下の場合に限る。)
- 三 国際郵便により送附され、且つ、受取人の個人的使用に供される身廻品、家庭用品、職業用具若しくは商業用具を内容とする小型包装物若しくは小包郵便物又はその他の方法により送附される同様の小包
- 四 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品
- 五 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理

を要するものであつて無償で輸出するもの

六 国立国会図書館が国際的交換の用に供する出版物

七 本邦に来遊した外国の元首及びその家族並びにその従者に属する貨物

八 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。）の館員の個人的使用に供される貨物並びに外国公館が送付する貨物

九 外国にある者に贈与される勲章、賞はい、記章その他これに準ずるもの

十 本邦の公共的機関から外国の公共的機関に友好を目的として寄贈される貨物

十一 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

十二 本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わつていないもの（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）

十三 本邦に輸入した巡回興行者が輸入した興行用具

十四 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

十五 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

別表第六（第四条関係）

一時的に出国する者及び一時的に出国して出国する者	一 携帯品 二 職業用具
永住の目的をもつて出国する者（一時的に出国して出国する者を除く。）	一 携帯品 二 職業用具 三 引越荷物
船舶又は航空機の乗組員	本人の私用に供すると認められる貨物

備考（略）

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（役務取引等）

第二十五条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

256 （略）

（輸出の許可等）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 （略）

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

（経過措置）

第六十九条の五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○水銀に関する水俣条約（抄）

第三条 水銀の供給源及び貿易

1 この条の規定の適用上、

(a) 「水銀」という場合には、水銀と他の物質との混合物（水銀の合金を含む。）であつて、水銀の濃度が全重量の九十五パーセント以上であるものを含む。

(b) （略）

2
13 (略)

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

2
（略）